



窓口の場所確認はこちらから⇒

『○窓口』は市役所1階の窓口番号です

転出

に関連するおもな手続き

あてはまる手続きをご自身でご確認してください

	下記にあてはまる方は世帯にいますか？	手続き	必要なもの	該当	受付窓口	場所	受付
住所 戸籍	マイナンバーカードまたは住民基本台帳カードのいずれかをお持ちの方	転出先で住所変更が必要です	(お持ちの方) ・マイナンバーカード ・住民基本台帳カード		市民課	① 窓口	
	申請したマイナンバーカードを受け取っていない方	転出先で再申請が必要です	転出先の市区町村にご相談ください				
	印鑑登録をしている方	転出予定日で自動的に登録廃止になります					
保険 年金	国民健康保険に加入している方				国保年金課	② 窓口	
	→69歳までの方	・国民健康保険の脱退 ・保険証の返却	国民健康保険証				
	→70歳から74歳までの方	・国民健康保険の脱退 ・保険証の返却 負担区分証明書の受取 ※転出先へ提出してください	国民健康保険証兼高齢受給者証				
	→修学のために転出する方	転出先で引き続き裾野市の保険証を使う手続き	学生証				
	→住所地特例に該当する施設に転出する方		入所証明書				
	→世帯に後期高齢者医療制度の加入者がいる方	・特定同一世帯所属者証明書の受取 ・旧被扶養者異動連絡票の受取 ※転出先へ提出してください					
	75歳以上の方 または 65歳以上で後期高齢者医療制度に加入している方	・後期高齢者医療保険証の返却 ・負担区分等証明書の受取 ※転出先へ提出してください	後期高齢者医療保険証				
各種認定証をお持ちの方	各種認定証の返却	・限度額適用認定証 ・限度額適用、標準負担額減額認定証 ・特定疾病療養受療証 など					
海外へ出国する方	これからの年金についてのご相談						
高 齢 障がい	65歳以上の方	保険証の返却	介護保険証		介護保険課	③ 窓口	
	→住所地特例に該当する施設に転出する方	※転出先でも裾野市の介護保険証をそのまま使ってください (後日、新しい住所の保険証を郵送)					
	要介護認定を受けていた方	介護保険受給資格証明書の受取 ※転出先へ提出してください	介護保険証				
	重度障害者(児)の医療費助成受給資格をお持ちの方	・受給者資格変更届 または 喪失届 ・転出届(県外転出の場合)	重度障害者(児)医療費助成受給者証 (交付されている方)		総合福祉課	⑨ 窓口	
こども	小学生・中学生のお子さんがある方	転校手続き	※学校から、「在学証明書」と「教科用図書給与証明書」を受領し転出先へ提出してください		学校教育課	市役所 ③ 階	
	児童手当を受給している方 (0歳~中学生)	児童手当資格消滅届 ※公務員世帯の方は勤務先にお問い合わせください	転出先での申請遅れに 注意してください		児童手当・ こども医療費窓口	⑧ 窓口	
	乳幼児・こども医療費受給者証をお持ちの方 (0歳~高校生)	受給者証の返却	乳幼児・こども医療費受給者証		健康推進課	外部	
	妊娠中の方	裾野市の妊婦健康診査受診票は使えなくなりますので、転出先で手続きしてください	石脇524-1 福祉保健会館 055-992-5711				
	幼稚園・保育園・こども園に入園している お子さんがある方	退園手続き	※受付窓口でご相談ください		幼稚園・保育園課	⑦ 窓口	
	ひとり親家庭等に該当している方	児童扶養手当の住所変更、資格喪失届 ひとり親家庭等医療費助成の喪失届	※受付窓口でご相談ください ひとり親家庭等医療費受給者証		児童手当・ こども医療費窓口	⑧ 窓口	
	特別児童扶養手当を受給している方	特別児童扶養手当の住所変更	特別児童扶養手当証書		総合福祉課	⑨ 窓口	
	重度障害者(児)の医療費助成受給者証をお持ちの方	・受給者資格変更届 または 喪失届 ・転出届(県外転出の場合)	重度障害者(児)医療費助成受給者証				
	上記の各種制度を転出先で申請する方	所得課税証明書の取得 ※転出先の市町村で各種手続きの際、「所得課税証明書」を提出してください	本人確認書類 (免許証など)		税務課	⑩ 窓口	

↓ 続きがあります ↓

税・料金	上下水道の使用をやめる方	使用中止届	お電話 または インターネットで手続きできます	水道料金お客さまセンター 055-995-1831	
	原付バイク・小型特殊・ミニカーを所有している方	廃車申告（軽自動車税）	※受付窓口でご相談ください	税務課	10 窓口
	軽自動車（三輪、四輪）を所有している方		※軽自動車検査協会でご相談ください	転出先最寄の支所	
	普通自動車、自動二輪（125cc超）を所有している方		※静岡運輸支局でご相談ください	転出先最寄の事務所	
その他	裾野市に土地や家屋をお持ちの方	納税管理人のご相談			
	海外に転出される方	納税管理人のご相談		税務課	10 窓口
	未納となっている税のご相談	納税相談			
	戸別受信機（広報無線機）を借りていた方	返却手続き	戸別受信機(本体・コード)	危機管理課	6 窓口
	犬を飼っている方	転出先で住所変更が必要です		生活環境課	5 窓口
	市営住宅を退去する方	市営住宅の退去手続き	※受付窓口でご相談ください	都市計画課 建築住宅係	市役所 2階

こんなときはどうしたらいいの？ 転出届をしたけれど…

Q 新しい住所に住み始めてから、14日以上経過してしまった。	→ 転出証明書は有効ですので、早急にお届けください。
Q 転出届をした住所とは、違うところに住むことになった。	→ 転出証明書は、そのままでも有効です。 実際に住み始めた市区町村にお届けください。
Q 転出届をしたあとに、引越しがとりやめになった。	→ 取消の手続きが必要です。住所・戸籍窓口で早急に取消の手続きをしてください。

裾野市役所 〒410-1192 裾野市佐野1059番地

市役所代表電話
055-992-1111

WEB

開庁時間 あさ 8時30分 ~ 夕方 5時15分
(土曜・日曜・祝日、年末年始[12/29~1/3]の開庁日はお休みです)

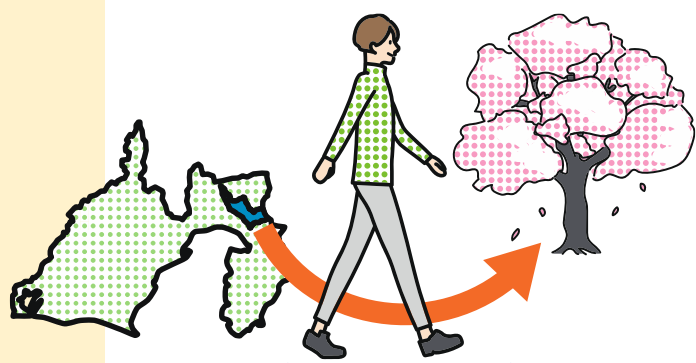
深良支所、富岡支所、須山支所の開庁時間も同様です。
受付窓口欄に **支所OK** マークのあるものは、支所でも受付できます。

裾野市公式ウェブサイト <https://www.city.susono.shizuoka.jp/index.html>

手続きチェックシート
転出

他の市町村へ
引越される方へ

新たな生活でのご多幸を心よりお祈り申し上げます



忘れずにお持ちください

転出届

新しい住所地にお住まいになる
14日前から受付しています

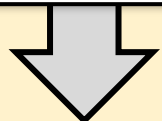
住み始めてから14日以内に、「転出証明書(またはマイナンバーカード、住基カード)」を持参して新しい住所地の市区町村で転入届をしてください。

引越しワンストップサービス
マイナンバーカードをお持ちの方はマイナポータルから
転出届をオンラインで提出できます。

《届出に必要なもの》

- ・国外に転出される方でお持ちの方は「マイナンバーカード」

関連する手続きは
内側にあります



必要な書類がそろわない手続きは、
後日あらためてご来庁いただく場合があります。

本人確認書類
市役所で手続きの際は本人確認をいたします。
本人確認書類の提示をお願いいたします。

1点で本人確認できるもの

- <官公署が発行した、顔写真付きで身分を証明できるもの、免許証、許可証>
- 運転免許証
- マイナンバーカード

その他

- ・パスポート
- ・障害者手帳
- ・官公署発行の顔写真付きの免許証、許可証など

確認に2点が必要なもの

- ・健康保険証
- ・年金手帳
- ・介護保険証
- ・年金証書
- ・顔写真付きの社員証、学生証など

代理人の方が手続きするときは

- 1 代理人として来られた方について本人確認をいたします
- 2 手続きができるかどうか、手続きの対象となる方との関係や委任状により確認させていただきます。
- 3 番号制度の対象手続きの場合は、手続きの対象となる方のマイナンバー(個人番号)をご提示いただけます。

異動届処理番号